

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日高齢者用弁当宅配事業を営む、会社に雇用され、B市所在のB店（以下「事業場」という。）において弁当の調理及び宅配業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、事業場厨房内において、事業場社長（以下社長」という。）から左足で右大腿を強く蹴られ、胸ぐらを掴まれ3メートルほど押し続けられ、冷凍庫の前面に強く打ち付けられたため、負傷した（以下「本件災害」という。）としている。

その後、左胸の疼痛が治まらず、請求人は、平成〇年〇月〇日にCクリニックに受診し「頸椎捻挫、左側胸部打撲」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、再審査請求の理由で、ハローワーク職員の聞き取り調査時に、D社長本人も暴行の事実を認めている旨主張しているが、①本件災害による負傷は、平成〇年〇月〇日の出来事であると主張しているところ、請求人が診察を受けたのは当該出来事の1か月後の平成〇年〇月〇日であること、②請求人が同社長から暴行を受けたとする事業場厨房内は狭い場所であり、決定書理由第2の2の(2)のエに説示するとおり、請求人の事実関係に係る主張は信憑性を欠いていること、③本件災害時に請求人とともに事業場で就労していたEは、D社長の請求人に対する暴行の事実を否定していること、④請求人から提出されたメモ書きには、本件災害については詳細には触れられておらず、公開審理においても当該出来事についての主張は一切なく、D社長が請求人に暴力行為を働いたとする証拠ではないことなどから、審査会としても審査官が決定書において「本件災害が発生したとする客観的な事実は認められない。」とした判断は妥当であると判断する。

(2) また、請求人が、長時間労働を強いられていたとして提出した「システムご利用状況報告書は、その内容の正否に関わらず、請求人が主張する本件災害とは関係のないことであり、上記判断を左右するものではない。

3 以上のとおり、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないことから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は

妥当であつて、これを取り消すべき理由はない。

よつて主文のとおり裁決する。